

『司法試験&予備試験 体系別短答過去問題集 民法 第2版』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2020年4月30日現在

頁	場所	誤	正	更新日
110	肢アの正誤, 及び解説	正誤：× 解説：判例(大判昭2.12.24)は、未成年者の親権者が、未成年者が20歳になった後に代理行為をした事案において、改正前民法112条(改正民法下では112条1項)の適用を認めている。したがって、判例の趣旨に照らせば、代理権消滅後の表見代理の規定は、法定代理に適用することはできないとする点で、本肢は誤っている。	正誤：○ 解説：代理権消滅後の表見代理に関する112条は、任意代理についてのみ適用され、法定代理に適用することはできない。なぜなら、「他人に代理権を与えた者」(112 I II)という文言から、代理権消滅後の表見代理の責任は、任意代理における本人だけが負うものと解されるからである。よって、本肢は正しい。	2020.04.28
156	正解	4	2, 4	2019.10.16
同頁	肢2の正誤, 及び解説6～7行目	正誤：○ 解説：……債務者が期限の到来を知った時であり、この時から5年の消滅時効が進行する。よって、本肢は正しい。	正誤：× 解説：……債権者が期限の到来を知った時であり、この時から5年の消滅時効が進行する。よって、債務者が期限の到来を知った時から進行するとする点で、本肢は誤っている。	2019.10.16

156	肢5の解説 5～7行目	お、上記判例は、……当該債権について、「催告」(150 I)としての消滅時効の中断(改正民法下では完成猶予)の効力を有するとしている。	お、留置権の抗弁は、……当該債権について、「 裁判上の請求 」(147 I ①)又は「催告」(150 I)としての消滅時効の中断(改正民法下では完成猶予)の効力を有すると 解されている 。	2019. 09. 17
159	冒頭1行目	消滅時効の中断に関する… …	消滅時効の 完成猶予 に関する……	2019. 09. 17
530	肢エの解説 3行目	152①	152 I	2019. 09. 17
590	肢アの解説 2行目	を請求することができる(486)この規定は、受取証書の交付請求と弁済の提供……	を請求することができる(486)。この規定は、受取証書の交付請求と弁済の提供……	2019. 09. 17
1052	正解	4	2, 4	2019. 07. 16
同	肢2の解説	判例(大判昭9.1.30)は、賃貸借契約に基づく賃借人の債務を保証した者の相続人は、相続後に生じた賃料債務について履行する責任を負うとしている。理由としては、賃貸借契約の保証債務は、負うべき債務が限定されており負担が過重になる可能性がないことが挙げられる。よって、相続開始後に生じた賃料債務について履行をする責任を負わないとする点で、本肢は誤っている。	賃貸借契約に基づく賃借人の債務を主たる債務とし、保証人が法人でないものは、個人根保証契約(465の2 I)に当たる。そして、保証人の死亡は個人根保証契約の元本確定事由であるから(465の4 I ③)、保証人が死亡した時点で主たる債務の元本が確定し、保証人の相続人は、相続開始後に生じた賃借人の債務について保証債務を負うことはない。よって、本肢は正しい。	2019. 07. 16
同	下から3行目	以上より、正しい肢は4であり、正解は4となる。	以上より、正しい肢は2と4であり、正解は2, 4となる。	2019. 07. 16